

第1章 文化振興計画の策定にあたって

1. 文化の意義

市民*一人ひとりが心豊かで質の高い生活を送り、また創造性に富んだ活力ある地域社会をめざしていくために、文化のもつ役割はかつてなく重要なものとなっています。

文化は、人間と人間の生活すべてに関わるものであり、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びなどをもたらし、人生を潤いあるものにするとともに、豊かな感性、人間性を養い、想像力を育みます。ことに次世代を担う子どもたちにとって、優れた文化にふれた感動は、その後の人間形成に大きく影響を及ぼします。

また文化には、地域社会全体を活性化させ魅力ある社会づくりを推進する力(「文化力」)があり、文化活動を通じた交流は、人と人が心を通わせ、互いに理解し尊重しあう土壌を育みます。

さらに、福祉や教育、観光といった領域との連携をはかることで、市民生活の向上や経済振興などの他分野へのよりよい効果や発展につながることを期待されています。

2. 文化をめぐる背景

戦後、わが国では経済発展を最優先に取り組んできたことにより、人々は便利で豊かな生活を手に入れることができました。しかし、あまりにも効率性やスピードを求めすぎた結果、人々の絆が薄れるとともに、地域の特色や独自性が失われるなど、社会のひずみが表れてきています。また、経済や情報のグローバル化*等によって、人々の生活様式や価値観は今後さらに多様化していくと考えられます。

他方では、高齢化社会の到来とともに人々の余暇時間が増え、身近な文化活動や生涯学習への関心も高まってきています。特に、「スローライフ」*などの言葉が生まれたように、豊かな時間を楽しむという生き方が壮年層を中心に広がりはじめています。また、十分な余暇時間がない勤労者等においても、限られた時間を有意義に過ごそうという考え方が強くなり、自分の価値観にあった文化活動を選び、楽しむ姿も少なからずみられるようになってきました。

環境の面においても、地球規模での環境汚染や破壊が深刻化するなか、自然をかけがえのないものとして再認識するようになり、自然保護の運動とともに、人と自然との調和をめざしたまちづくりの活動が広がってきています。

こうしたなか、長い時間をかけて培われてきた知恵と工夫の結晶である文化に対して、人々の豊かな心や感性を育み、生活の質を高めることが期待されるようになり、さらには、「文化力」を高めながら、地域主権の社会の構築や市民協働*のまちづくりへと活かしていくことが求められています。

また、経済効率や機能一辺倒にかたよりがちであった行政の分野でも、まちづくりのな

かに「美しさ、ゆとり、潤い、やすらぎ」といった人間らしい感性の豊かさを取り入れた施策の展開が求められるようになりました。

国においては、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現には文化の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定されました。この法律では、文化活動を行う者の自主性が尊重されており、また「文化芸術を創造、享受することが人々の生まれながらの権利である」との考えに基づき文化振興をはかっていくことが示されています。

さらには、平成17年10月にわが国で4番目の国立博物館となる九州国立博物館が太宰府市に開館しています。

福岡県では、平成16年度に開催された第19回国民文化祭・ふくおか2004（とびうめ国文祭）の成果を活かしながら、一層の文化の効果的な施策展開をはかるため、平成17年3月「福岡県文化振興プラン」が策定されました。

本市においても、筑紫地区（筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川町）で初めて文化会館を建設するなど、文化施設の整備をはじめとしたさまざまな文化振興施策に積極的に取り組んできました。平成18年には「第四次筑紫野市総合計画」が策定され、市民と協働したまちづくりを推進していくなかで、「文化」をより重視する考え方が求められるようになりました。

3. 文化振興計画における文化の領域

文化は、人の生活に関わるものすべてを意味しており、人の日々の生活や人とのふれあいのなかから生まれる有形、無形のものであり、芸術、芸能、さらには生活文化やスポーツ、宗教に至るまで、非常に広範囲に及んでいます。

また、その概念は人それぞれによって異なるため、文化振興計画の策定にあたっては、あらかじめ「文化の領域」を設定しておく必要があります。

本計画で対象とする「文化の領域」については、次のとおりとします。

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画その他の芸術）
- 生活文化（茶道、華道その他生活にかかる文化）
- 伝統芸能（神楽その他伝統的な芸能）
- 文化財等（史跡、歴史的建造物や祭りなどの有形及び無形の文化財、景観など）

4. 計画の性格と期間

- 本計画は、文化芸術振興基本法の基本理念に則り、文化の振興をはかるため、本市が取り組んでいくべき文化振興の指針としての役割を担うものです。また、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、市民と行政が協働して文化活動の創造に取り組むまちづくりをめざすために策定するものです。
- 本計画は、文化を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、長期的視点に立って本市の地域特性に応じた文化振興の方向性を明らかにするとともに、第四次筑紫野市総合計画や各部門別計画との整合性をはかりながら、体系化するものです。
- 本計画は、市内外のさまざまな文化振興の取り組みが相互に関連性を強め、相乗効果を発揮することができるよう、今後おおむね10年間の指針を示すものです。

5. 市の関連計画等との位置づけ

